

パブリック・コメント募集結果一覧【基本構想】

| No. | 項 | 分野 | 施策 | 提出された意見等の概要 | 市の考え方(修正がある場合は修正内容) | 修正 | 主管課 |
|-----|----|----|----|--|--|----|-------|
| 1 | 3 | - | - | <ul style="list-style-type: none"> 基本構想を人口動態により13年間とし、基本計画として前期6年間、後期7年間の基本構想期間の13年間に合わせている理由が読み取れない。 あくまで、構想期間といえども13年間は長過ぎると言わざるを得ない。 計画期間の6年間及び7年間も長すぎる期間で、3年間がノーマルである。 | <p>まちづくりを進めるに当たり、人口動向は非常に重要な要素であり本市の人口の将来推計では、平成42年をピークに総人口が減少に転じることが想定されています。そこで、基本構想の計画期間につきましては、人口減少時代に備えたまちづくりを進め、将来にわたって持続可能なまちづくりを推進していくため、目標年次を平成42年としたものです。また、基本計画につきましては、基本構想の目標の実現に向けた施策展開を示すものであることから、概ね中間年で見直しを行う考えであります。</p> <p>なお、基本計画で示す各施策の具体的な取組については、計画期間が3年間である実施計画にて毎年度見直しを行うことにより、その時勢に合った施策展開を推進してまいります。</p> | 無し | 経営戦略室 |
| 2 | 3 | - | - | <ul style="list-style-type: none"> 文章の書きぶりから、作成目的が「人口減少時代に備えた計画」づくりのように読め、本来の策定の趣旨から外れているのではない。 定義付けとして、人口動態以外の切り口も、検討すべきではないか。 基本構想というのは、不安定要素が多く、今のところ基本計画に表記できない場合に用いるものであり、構成として必要十分条件ではなく、読み手にとっては、よりシンプルの方が読み易く削除にしてもおかしくはない。 | <p>本計画は「ふじみ野市自治基本条例」第16条第1項で「市政運営の指針となる総合的な最上位計画」を定めるものと規定されております。そのようなことから、本計画の策定に当たっては、市民意識調査の結果や本市を取り巻く社会環境等、様々な視点で整理し検討を加えた上で定めたものです。</p> <p>また、基本構想につきましては持続可能なまちづくりの推進に当たって、大きく変化する社会情勢の中でも13年間変わらない目標として「まちづくりの理念」、「まちの将来像」、「将来像の実現に向けた9つの分野」等を位置づける必要があると考えております。</p> | 無し | 経営戦略室 |
| 3 | 3 | - | - | <p>内容に係わる件ではないが、当該最上位計画で年号「平成」で記載してあるが、近い将来(～2019年頃)には年号「平成」は別年号に代わることの検討が報道されている現況にある。当該最上位計画はどの様な対処を考えられているのか。</p> | <p>本内容につきましては、ふじみ野市総合振興計画審議会でも議論がなされ、検討をしているところです。</p> <p>今後も、国の動向を伺いながら西暦で表記することも含め検討してまいります。</p> | 無し | 経営戦略室 |
| 4 | 9 | - | - | <p>「3 市民意識調査の結果」に係わるデータ収集は、市内在住年数や年齢(年齢層)等により当該アンケート項目の適・不適から返答への影響が生じることはないのでしょうか。もしも返答への影響が生じる様な項目では、どの様な対処(或いは統計的対処等)を図られての結果のものなのでしょうか。</p> | <p>市民意識調査結果につきましては、設問に応じて回答者の性別、年齢、お住いの地域をクロス集計した結果を用いて分析しております。</p> | 無し | 経営戦略室 |
| 5 | 21 | - | - | <p>「まちの将来像」等々を描き取り組む上において、ふじみ野市の将来形態の根本的要素・指標となるデータ(在住人口数・世帯数、生産年齢者等々の産業構造従事状況、財政収入・支出等予測etc.)に係わり目標値となる、5年後、10年後、15年後…の推計的データ等が示された(記された)状態になく、何を基に何に向けてどの様にされて描き取り組むことにしたものなのでしょうか。</p> | <p>まちの将来像の設定に当たっては、人口や財政状況の推移とともに、人口構造や公共施設の更新費用などの推計等を行い課題を整理した上で、まちの将来像「人がつながる 豊かで住み続けたいまち ふじみ野」を定め、本計画の目標年度である平成42年に市の総人口が117,900人になるものとしております。</p> <p>また、まちの将来像の実現に向けては、基本計画の各施策を展開することにより実現されるものとして取組を進めてまいります。</p> | 無し | 経営戦略室 |
| 6 | 27 | - | - | <p>「産業地域」:新しい産業として、放射性廃棄物処理工場を誘致する。</p> | <p>新たな企業の誘致につきましては、進出希望の事業所等の意向も鑑みながら検討してまいります。</p> | 無し | 産業振興課 |
| 7 | 27 | - | - | <p>「農業地域」:花卉栽培農家への転換を図る。堆肥を施した稲作づくり。</p> | <p>業態や農法につきましては、農業者の意向を尊重しつつ、農家組合やJAの意見を伺いながら安全・安心に配慮し検討してまいります。</p> | 無し | 産業振興課 |

| No. | 項 | 分野 | 施策 | 提出された意見等の概要 | 市の考え方(修正がある場合は修正内容) | 修正 | 主管課 |
|-----|---|----|----|--|---|----|-------|
| 8 | — | — | — | <ul style="list-style-type: none"> ・専門用語の使用は、全文を通し比較的少なく、使用する時は注釈を用いて説明しているところは評価できる。 ・サブタイトルの書き出しは左端から。(公文では原則として空白を設けない)。 ・2行目の書き出しは、細分数字の次の位置が書き出しの基本位置となるが、公用文の「一文字下がりの原則」により、もう一文字下がるのが原則である。ただし、例外も多いので注意が必要。 ・用字・用語の使い方が不適切な所が多い。一例として、「パブリックの実施。」 ・文章の書きぶりとして、「主語＋目的語＋述語」の基本形が統一されていない。書き手個人の知識の違いが表れている。 | <p>本計画の体裁につきましては、市民に分かりやすく、読みやすいものとなるよう、参考にさせていただきます。</p> | 無し | 経営戦略室 |

パブリック・コメント募集結果一覧【基本計画】

| No. | 項 | 分野 | 施策 | 提出された意見等の概要 | 市の考え方(修正がある場合は修正内容) | 修正 | 施策主管課 |
|-----|----------|--------|---------|---|--|----|---------|
| 1 | 17 | 1 | 1 | 「(1)協働のまちづくりの推進」:スイスのように住民投票を実施する。 | 「ふじみ野市自治基本条例」第15条にも、地方自治法に準じた住民投票の規定があります。 | 無し | 協働推進課 |
| 2 | 19 | 1 | 2 | 「(4)多文化共生(国際交流)の推進」:モスクを誘致する。 | 本市がめざす多文化共生(国際交流)の実現に向け、自己とは異なる文化・宗教・生活習慣なども尊重し合う精神を養うための取組を進めてまいります。 | 無し | 市民総合相談室 |
| 3 | 45 | 3 | 12 | 「(1)保育基盤の確保・充実」:市立保育園の整備。 | 市立保育園の整備計画はございませんが、平成30年4月には小規模保育所、認定こども園を含む認可保育施設の計3箇所において、概ね200人を越える保育枠を確保してまいります。 | 無し | 保育課 |
| 4 | 77 | 6 | 23 | 「(1)新たな産業の育成」:製錬業・製菓業を誘致する。 | 企業誘致の促進を図る上では、進出希望の事業所等の意向を踏まえ、有効な企業の進出を促していきたいと考えております。 | 無し | 産業振興課 |
| 5 | 10 92 | — 7 | — 30 | 市内公園の大半に「ボール投げ」、「球技」禁止の看板ばかりが立っていて、次代を担う子どもたちが元気に遊び育む場所を奪っています。市内西公園で周辺住民にアンケート(500枚)をしたところ、約75%のお父さん達が子どもとボール投げをしたいとの回答がありました。実施に当たっては、「時間」、「マナー」、「施設の改善」をして公園周辺の住民との協定が必要ですが、行政当事者も「学校・家庭・地域」が連携した子どもの健全育成の観点から、この最上位計画案に盛り込んでください。 | 本提案につきましては、市議会でも意見が出され検討をしているところであり、子どもたちが健やかに成長するためには、元気に体を動かすことも重要であると認識しております。公園の整備に当たっては、公園を利用する方のみならず、公園の周辺に住む方々等の様々なご意見を伺いながら進めてまいります。具体的な個別の取組をこの前期基本計画において盛り込むことは難しい状況にあると考えております。 | 無し | 公園緑地課 |
| 6 | 111 | 9 | 37 | 「(1)教育力の向上」:小学校5年生の林間学校のようなもの(1泊2日の宿泊学習)を、4年生でも行う。(大自然に触れる) | 埼玉県基準では、林間学校の実施は在学中1回限りと規定されていることから、これに準じて実施してまいります。 | 無し | 学校教育課 |